

いじめの憲法学 資料 I -いじめから人権を考える-

資料1 夏目漱石『坊ちゃん』から

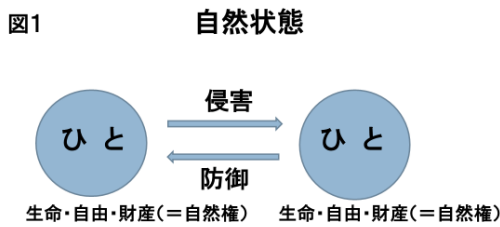
ここに来たとき第1番に氷水を奢ったのは山嵐だ。…あした学校に行ったら、1銭5厘返しておこう。おれは清から3円借りているその3円は5年たった今日までまだ返さない。返せないんじゃない。返さないんだ。清は今に返すだろうなどと、かりそめにもおれの懐中をあてにはしていない。おれも今にかえそうなどと他人がましい義理立てはしないつもりだ。こっちがこんな心配をすればするほど清の心を疑うようなもので、清の美しい心にけちをつけると同じことになる。返さないのは清を踏みつけるのじゃない。清をおれの片破れと思うからだ。

資料3 アメリカ独立宣言

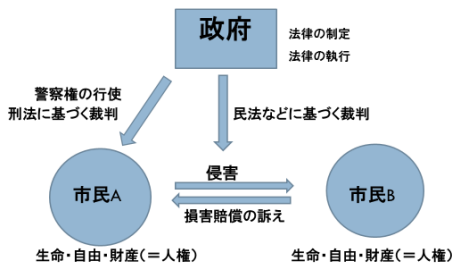
- ①すべての人は平等に造られ、
- ②造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、
- ③その中には生命、自由および幸福の追求が含まれる。
- ④これらの権利を確保するために人びとの間に政府が組織され、その権力の正当性は被治者の同意に由来する。[さらに]
- ⑤いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃し、彼らの安全と幸福をもたらすものと認められる諸原理と諸権限の編制に基づいて、新たな政府を組織する権利を有する。

資料2 憲法と法律の関係

自然権とは？



憲法と法律上の権利



資料4 権威と権力

Authority

Authority can most simply be defined as 'legitimate power'. Whereas power is the ability to influence the behavior of others, authority is the right to do so. Authority is therefore based on an acknowledged duty to obey rather than on any form of coercion or manipulation. In this sense, authority is power cloaked in legitimacy or rightfulness. Weber distinguished between three kinds of authority, based on the different grounds upon which obedience can be established: traditional authority is rooted in history; charismatic authority system from personality; and legal-rational authority is grounded in a set of impersonal rules. (Andrew Heywood, Politics, 3rd ed. Palgrave Macmillan, 2007)

Power

Power, in its broadest sense, is the ability to achieve a desired outcome, and it is sometimes

referred to in terms of the ‘power to’ do something. This includes everything from the ability to keep oneself alive to the ability of government to promote economic growth. In politics, however, power is usually thought of as a relationship: that is, as the ability to influence the behavior of others in a manner not of their choosing. It is referred to in terms of having ‘power over’ people. More narrowly, power may be associated with the ability to punish or reward, bringing it close to force or manipulation, in contrast to ‘influence’, which also encompasses rational persuasion.

(Andrew Heywood, *Politics*, 3rd ed. Palgrave Macmillan, 2007)

de facto / de jure (Latin, of fact / of right)

The contrast between a matter of fact and one of right. For example, the de facto authority of brigand over his followers is contrasted with de jure authority of a constitution or sovereign. A central problem of the philosophy of law is to discover which kinds of fact account for the emergence of de jure authority.

(The Oxford Dictionary of Philosophy, 2nd edition revised, 2008)

State: A distinct set of political institutions whose specific concern is with the organization of domination, in the name of the common interests, within a delimited territory.

国家とは、一定の地域を基盤にし、そこに住むすべての住民の上に排他的な権威をもつ決定を行う権力機構のこと。（『現代政治学小辞典』[新版]、有斐閣、1999年）

資料5 日本国憲法

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、…ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条【公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障】

1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 (家族のこと) に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

第28条【勤労者の団結権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】①財産権は、これを侵してはならない。

第 32 条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 41 条【国会の地位・立法権】国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第 76 条【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】第 3 項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第 99 条【憲法尊重擁護の義務】天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

資料 6 刑法

第 208 条（暴行）暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第 204 条（傷害）人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 222 条（脅迫）生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 223 条（強要）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

刑法第 230 条（名誉毀損）公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 230 条の 2（公共の利害に関する場合の特例）

前条第 1 項の行為（公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為）が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたとき

は、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

第 231 条（侮辱）事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

第 233 条（信用毀損及び業務妨害）虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 235 条（窃盗）他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 236 条（強盗）暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第 249 条（恐喝）人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第 261 条（器物損壊等）前 3 条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

資料 7 民法

第 2 条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第 90 条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法第 710 条 他人の身体、自由又は名誉を害

したる場合と財産権を害したる場合とを問わず前条の規定に依りて損害賠償の責に任ずる者は財産以外の損害に対してもその賠償を為すことを要す。

資料8 国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

第2項 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体の、その公務員に対して求償権を有する。

資料9 プライバシーの権利に関する判決

（東京地判 1995年4月14日（判時1547号88頁）

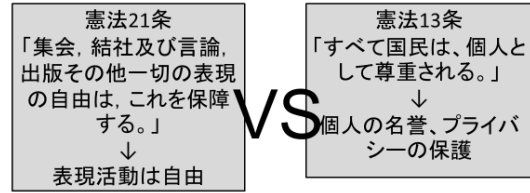
参照条文 民法709条、憲法21条、13条、
「プライバシー権は私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利として理解されるから、その侵害に対しては侵害行為の差し止めや精神的苦痛に因る損害賠償請求権が認められる」。

「プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには、公開された内容が

- ① 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、
- ② 一般の人々に未だ知られていないことがらであること…
- ③ 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、
- ④ 公開によつて当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと

資料10 人権間の調整

まとめ



どうやって調整したらいいの？

刑法230条の2で調整

刑法230条の2の意義

「人格権としての個人の名誉の保護と、
憲法21条による正当な言論の保障との調和」
を図るため
（最高裁大法廷判決昭44(1969)年6月25日）。

資料11 公共の福祉の論理構造

「すべて国民は、個人として尊重される」
→個人は、「生命、自由及び幸福追求に対する権利」をもつ。他方、「すべての」個人がかかる権利を享有するためには、公共の福祉に服しなければならない。

公共の福祉＝すべての個人に等しく人権を保障するための必要な措置。全体の利益ではない
→全体のために個を犠牲にする×

資料12 公共の福祉の内容—4つの類型

- ①人権と人権の調整、
 - ②他人の人権を侵害する行為を禁止、
 - ③他人の利益のために人権を制限、
 - ④本人の利益のために本人の人権を制限
- 特に第③類型には注意が必要…
安易に多数派の利益を重視してはならない

いじめの憲法学 資料 I -5 頁

③参加原則（12条）

④子どもの最善の利益の原則（3条ほか）

資料 13 労働基準法

第 1 条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

第 2 項 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

第 2 条（労働条件の決定） 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

第 3 条（均等待遇） 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

第 4 条（男女同一賃金の原則） 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

資料 16 子どもの最善の利益

パターナリスティックに理解されてはならない。そのためにも子どもの意見尊重が必要である。これら四原則によって「子どもの人間としての尊厳」の構成要素が構築される。

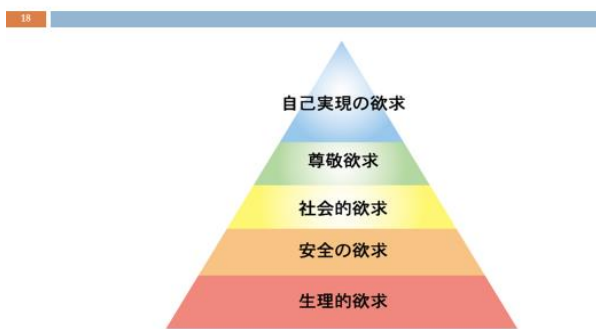
その中には、アイデンティティおよび帰属しているという感覚、人間的存在として認められること、力をつけたいという欲求などがある。

資料 17 パターナリズム

「彼にとって、あることをすることがよりよいから、あるいはそれが彼を幸福にするから、または他人の意見によれば、そうすることがより賢明であり、正義にかなっているからといって、あることをすること、またはしないことを強いるのは正当とされえない。」(J.S.ミル『自由論』)

資料 14

マズローの欲求5段階説



資料 18 未成年者へのパターナリズム

未成年者の保護・発達を図るための必要最小限の「介入が正当化されるのは、未成年者が成熟した 判断を欠く行動の結果,長期的にみて未成年者自身の目的達成能力を重大かつ永続的に弱体化せしめる見込みのある場合に限られる。」(佐藤幸治)

資料 15 子どもの権利条約（1989年採択, 1994年批准）

子どもに、人間としての尊厳が認められるべきことを要請。 → 四つの原則

- ①差別の禁止原則（2条）
- ②生存と発達の原則（6条）